

三田市内の空き家を取得し、リフォームされる方へ

住宅ローン

【フラット35】

地域連携型

全期間固定金利住宅ローン

当初5年間(※新婚世帯は10年間)の金利を0.25%  
通常より引き下げます！

三田市では、定住促進事業の「三田市空き家リフォーム補助事業」の補助金受給予定者が、住宅の取得にあたって住宅ローン「【フラット35】地域連携型」を利用する際に、最初の5年間(新婚世帯の場合は10年間)の金利を通常よりも0.25%引き下げる優遇措置を受けることができます。

補助事業の詳細は、  
ホームページ または 市担当課にお問い合わせください



金利引き下げ制度が利用できる要件および申請方法

### 【フラット35】地域連携型

#### 【要件】

「三田市空き家リフォーム補助事業」の補助要件をすべて満たす補助金受給予定者。

#### 【申請方法】

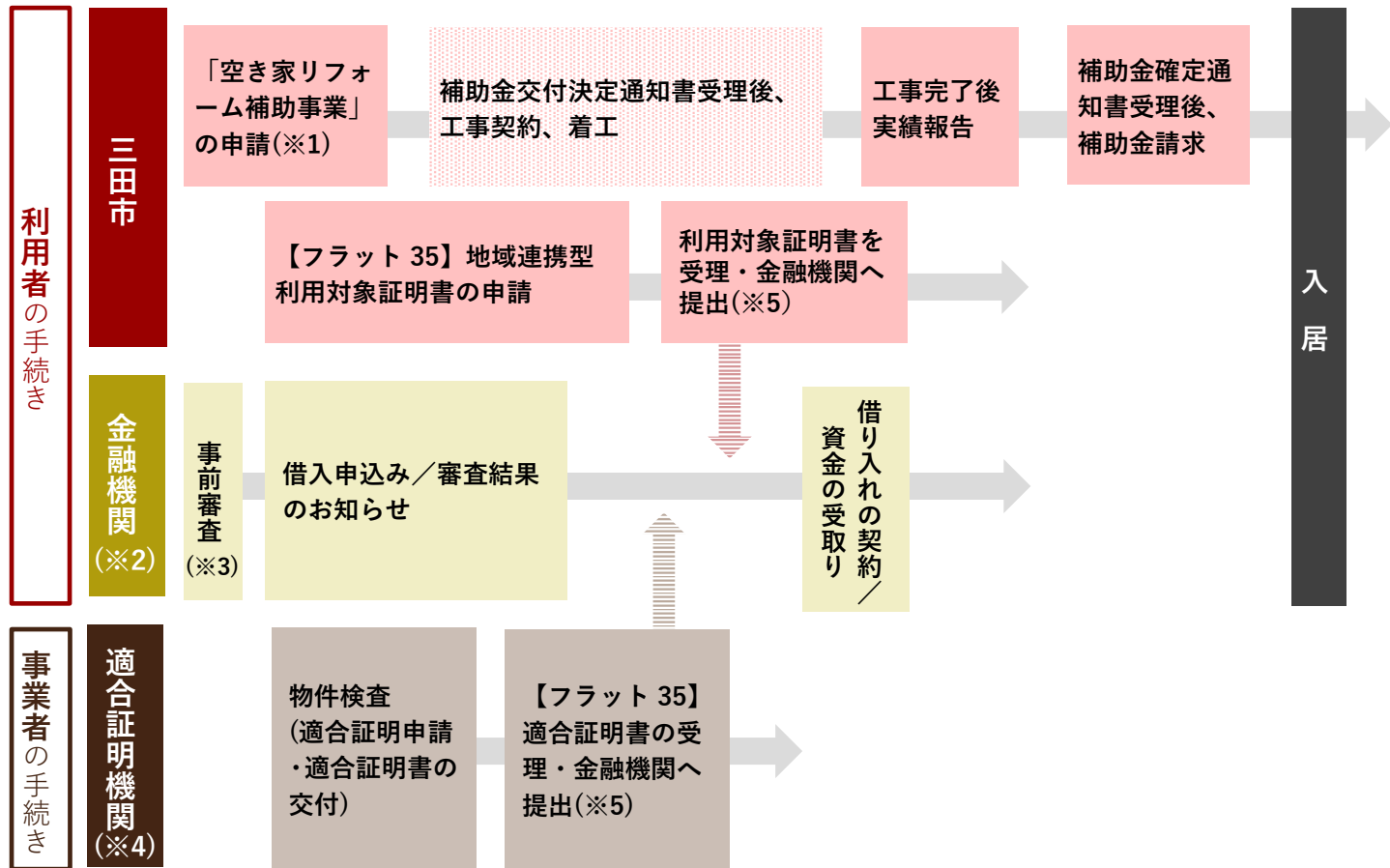
「【フラット35】地域連携型」利用申請書を市の担当課へご提出ください。詳細は裏面をご覧ください。

問い合わせ先 (担当課)

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1-1  
三田市役所 本庁舎5階 都市政策課 (TEL079-559-5128 FAX079-559-7400)

## 利用手続きの流れ

(注) 下図は一般的な手続きの流れを示しています。



- (※1) 「三田市空き家リフォーム補助事業」の交付申請は、工事契約・着工前に三田市担当課で手続きを行う必要があります。
- (※2) 借入申込みは、【フラット 35】の取扱金融機関となります。
- (※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
- (※4) 適合証明機関は、検査機関又は適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。
- (※5) 「【フラット 35】地域連携型利用対象証明書」及び「【フラット 35】適合証明書」は、借入れの契約までに金融機関へ提出する必要があります。

## 【フラット 35】地域連携型利用対象証明書の申請方法

以下の書類を三田市担当課に提出してください。

※ 「空き家リフォーム補助金」の申請方法については三田市ホームページをご確認いただくか、担当課へお問合せください。

- ① 【フラット 35】地域連携型利用申請書
- ② 世帯全員の住民票（世帯主との続柄を記載したもの）
- ③ 三田市空き家リフォーム補助金交付要綱で定める要件をすべて満たす空き家であることが確認できる書類  
（詳細は三田市担当課へお問合せください。）